

学校人権教育指導資料集

第33集

喫緊の人権課題への対応

～いじめ、インターネットによる人権侵害～



ここをクリック
目次へ

千葉県教育庁教育振興部指導課

《CD-ROM資料》

- 【1】 学校人権教育指導資料集第33集 全編
- 【2】 県及び県教育委員会の資料
 - 学校生活と子どもの人権
 - いきいき明日香ちゃん ～人権ってなあに～
 - 学校人権教育指導資料第25集 参加型学習, 具体的人権課題
 - 学校人権教育指導資料第26集 人権教育Q&A
 - 学校人権教育指導資料第27集 学校における人権課題への対応 等
 - 学校人権教育指導資料第28集 学校人権教育推進校の実践 (27事例)
 - Human Rights ～心のバリアフリーの実現を目指して～
 - 学校人権教育指導資料第29集 学校人権教育推進校の実践 (21事例)
 - 学校人権教育指導資料第30集 学校人権教育推進校の実践 (18事例)
 - 学校人権教育指導資料集第31集 人権教育研究指定校の実践 (2事例)
 - 学校人権教育指導資料集第32集 外国人の人権に関する実践 (2事例)
 - 学校人権教育指導資料集第32集 学校人権教育推進校の実践 (2事例)
 - 学校人権教育指導資料集バックナンバー
- 【3】 職員研修のための資料
 - 子どもたちが「自分は大切にされている」と感じることができる教育環境, 教育活動等
 - 「あなたはどう思いますか」
 - 日常生活で気をつけたい教師の言動について
 - 公正な採用選考に向けて
 - 校内環境「人権コーナー・掲示物」の工夫
 - 参考資料検索
 - ・人権教育の指導方法等の在り方についてホームページ紹介
 - ・「外国人児童生徒への対応」情報提供ホームページ紹介
 - ・人権啓発ビデオの貸出機関の紹介
- 【4】 子どもたちの活用資料
 - 「あっていいちがい」と「あってはならないちがい」
 - 人権って何？

《編集委員》 千葉県学校人権教育研究協議会推進校協議会委員

會田 悦久	泉 有弘	磯邊 健	伊藤 鉄哉	加藤 一善	黒木 隆一
佐藤 尚久	菅谷 記代	橘 浩	堤 万次郎	鳥屋部良夫	西畑 嘉三
堀江 修一	武藤 功	森田 健司	横山美代子	吉田 智和	渡邊 誠

《事務局》 千葉県教育庁教育振興部指導課人権教育室

はじめに

大津市の中学2年生の自殺という痛ましい事件をきっかけに、今年度は、いじめが大きな社会問題となりました。また、携帯電話やインターネットによる人権侵害も、現代の問題として対応を迫られています。

このような中で、児童生徒が「**自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること**」ができるようになることを目指す人権教育の必要性は、ますます高まっています。

児童生徒が身に付けた知識や力は、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」という人権尊重の精神が土台にあってはじめて意味を持つものです。自分も他の人も大切にしない人が知識や力を持てば、それは害悪をもたらすものにしかありません。

各学校におかれましては、人権尊重の精神を涵養するという人権教育を、学校の状況を踏まえて計画的に行っているところと思いますが、CD-ROMと併せて本指導資料を活用し、さらなる人権教育の充実・発展をお願いいたします。

最後に本指導資料の作成に御協力いただいた皆様に厚く御礼申し上げます。

千葉県教育庁教育振興部指導課長 田山 正人

《 も く じ 》

はじめに

I	喫緊の人権課題	1
	1. いじめ	1
	講演「いじめについて考える」	
	講師 県立関宿高等学校教諭 河野 隆 氏	
	2. インターネットによる人権侵害	11
	講演「インターネット社会で増殖する差別」	
	講師 社団法人千葉県人権啓発センター常務理事 鎌田 行平 氏	
II	各学校における人権教育の取組	14
	1. 習志野市立向山小学校 《人権教育研究指定校（文部科学省）》	14
	2. 野田市立二川小学校	16
	3. 酒々井町立酒々井小学校	18
	4. 市原市立八幡中学校	20
III	講演録（学校人権教育推進校協議会における講演）	22
	講演「子どもの心に寄り添う教育 ～教育相談の視点から～」	
	講師 千葉大学教育学部教授 保坂 亨 氏	
IV	人権教育の推進のために	24
	1. 人権教育について	24
	2. 千葉県人権施策基本指針	28

I 喫緊の人権課題

1. いじめ

いじめについては、従来から各学校で取り組まれています。ここでは平成24年10月19日（金）、学校人権教育推進校協議会において開かれた講演会の要旨と資料をご紹介します。



講演「いじめについて考える」

講師 県立関宿高等学校教諭 この 河野 たかし 隆 氏

(1) 関宿高校の3年間の同和教育におけるいじめのLHRの位置づけ

第1学年で「いじめ」「部落差別」、第2学年で「障害者差別」「戦争と人権」、第3学年で「部落差別」のLHRを実施する。また、全学年で、「水平社宣言」に由来を持つ校訓「熱・学・展」をもとに、豊かな人間性を育むための講話を校長が行っている。

(2) いじめのLHRの実施計画（第1学年入学時のLHRを重視）

- 4月……「いじめを考える①」として、DVD「見上げた青い空」の視聴。さらに「いじめは絶対に許さない」と校長が宣言し、感想文を書く。「いじめを考える②」では、DVD視聴後の感想文をもとにした校長講話を通して差別・いじめの不当性を学習し、感想文を書く。
- 6月……「いじめを考える③」では、校長講話の感想文をもとにクラス討論を行う。
- 7月……「いじめを考える④」では、討論後の感想文をもとにフィードバックプリントを同和教育部が作成し、配布と読み合わせをする。

(3) いじめのLHRのねらいと留意点

- ① ターゲットとする生徒像
- ア いじめはいけない、しないと言いながら、平気でいじめてしまう生徒。
 - イ いじめがいけないことはよくわかっているし、自分はしないからLHRで取り組むのはもういいという生徒。
 - ウ いじめはどうせなくならないから、LHRで取り組んでも無駄だという生徒。
- ② ねらい
- ア 自分の問題として主体的に考えることが必要であることを気付かせたい。（自分はいじめをしないから関係ないのではなく、なくすためには集団のすべての人間の取組が必要である。）

イ いじめはどんな人間集団であっても常におこりうるものであり、いつも気をつけていなくてはならないことに気付かせたい。

ウ いじめを社会全体からなくすことは難しくても、自分のクラスでは可能であるという希望を持たせたい。

③ 留意点

いじめの原因の考察から、いじめられる側に原因があるという考えは必ず論破する。(共感的な生徒の意見を組み合わせれば、論破は可能。)

(4) いじめのLHRの具体的な取り組み

- ① 「いじめを考える①」でDVD視聴後に、「いじめを考える②」では校長講話の後にそれぞれ感想を書き、さらに感想文資料をもとに「いじめを考える③」で討論を行った。差別やいじめを許さず、なくすことに学校全体で取り組む姿勢であることを生徒の感想を活用しながら繰り返し、工夫して指導を続けてきた。
- ② 映像の力、校長の力、担任の力、生徒の力(感想文の活用)が必要である。特に感想文を書く際に、「校長先生に手紙を書くように感想文を書いてください。皆さんの書いた感想文をもとに、校長先生がお話をしてくださいます。」と指示をすることで、生徒が考えたことや気付いたことなどを書くことができた。
- ③ 見ること、聞くこと、話すこと、書くこと、考えることを大切にされた指導を行った。

(5) まとめ

「いじめを考える③」のLHR討論では、生徒の感想文を紹介しながら、いじめについて討論させ、いじめに関する考察を深めさせ、まとめの「いじめを考える④」につなげる。(資料2参照。)

「いじめを考える④」では、討論会の感想文を紹介しながらまとめを行った。感想文からは、いじめ問題を真剣に考えた生徒、人間という存在を考えた生徒、身のまわりからいじめをなくせば、いじめをなくせるかもという希望を持つ生徒の存在が増えた。「いじめられる人を一人にしない。いじめた人を一人にしない。支え合うことが大事。」など、いじめた人にも何か原因があると考えた生徒も見られた。(資料3参照。)

第1学年という時期に、導入を大切にされた指導を行うことで、「いじめを許してはいけない」という生徒の考えを深めていくことができた。

(6) 講演会配布資料「いじめ問題を考える」から

- ① 現象的には「暴力」として現れ、背後には「排除」という意図がかくされているのがいじめといえる。いじめとは「排除をめざす暴力である」。
- ② いつもは隠されている「排除」(自分と違うものを遠ざけたい)という意図が、ストレスをきっかけに、暴力として現れたものがいじめである。つまり、何かしらのストレスが積み重なったときに、相手の傾向の中で自分とは違う傾向を取り上げて遠ざけいじめるのである。だから、いじめられる側には原因がないといえる。
- ③ 人間が仲間をつくり維持するという集団生活を行うときには、いつでもいじめが起きる可能性がある。いじめはいつでも起こりうるという思いを生徒と共有し、早期発見に心がけ、暴力となる前に対処することが重要と思われる。

資料1

第一学年同和教育「いじめを考える②」校長講話

人権について

千葉県立関宿高等学校

平成 24 年 4 月 25 日

1 憲法の規定（抜粋）

第 3 章 国民の権利及び義務

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。（略）

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 基本的人権とは

日本国憲法における基本的人権は大きく 5 つ（平等権、自由権、社会権、請求権、参政権）に分類できる。

- ・ 平等権…差別されない権利
- ・ 自由権…自由に生きる権利
- ・ 社会権…人間らしい最低限の生活を国に保障してもらおう権利
- ・ 請求権…きちんと基本的人権が守られるように国にお願いする権利
- ・ 政治に参加する権利

3 差別・・・

障害者への差別
 特定の病気への差別
 部落差別
 性差別（男女差別）
 誹謗・中傷
 いじめ

4 いじめ

千葉県立関宿高等学校 = 人権問題にしっかり取り組む高等学校

いじめは、絶対に許さない！！

<千葉県立関宿高等学校長としての宣言>

5 “いじめ”のない学校へ

“いじめ”のない学校にするためにはどうしたらよいかを考えよう！

“いじめ”のない学校にするための行動をしよう！

“いじめ”がないか、心がけて生活しよう！

“いじめ”のない学校へ！